

福島市公共基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき福島市が管理する測量基準点の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、もって測量基準点を適正に管理保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、測量基準点とは都市再生街区基本調査により設置された街区三角点・街区多角点・街区点等（以下「公共基準点」という）及び地籍調査事業により設置された図根三角点・多角点（以下「図根点」という）であってかつ永久標識を設置したものをいう。

(管理の主体)

第3条 公共基準点管理者は福島市長（以下「市長」という）とし、主管課は福島市農政部農林整備課とする。

(管理保全)

第4条 公共基準点の管理保全は、この要綱及び福島市公共基準点復元測量作業実施要領並びに福島市公共基準点復旧測量作業実施要領に基づき適切に行うと共に図根点については、適正にその管理保全に努める。

また、この要綱及び要領に定めのない事項については、地籍調査作業規定準則及び同運用基準又は都市再生街区基本調査作業規定及び運用基準並びに同別表に基づき行う。

(公共基準点の使用手続)

第5条 公共基準点のデータ等を閲覧する者は、あらかじめ閲覧について市長（市内部にあっては以下「市長」を「農林整備課長」と読替える）へ申請（様式第1-1号）しなければならない。

また、それを使用する者は、その使用承認等（様式第1-2号）を市長へ申請し承認（様式第2号）を受けなければならない。

使用後にはその使用結果を報告（様式第3号）しなければならない。

2 土地の登記や測量等に関係する団体等のうち、市長が認めた団体等については、公共基準点の包括的な使用承認等（様式第1-2号）の申請並びにその承認（様式第1-3号）を受けることができる。

3 包括使用承認を受けた者は、公共基準点使用条件を遵守すると共に公共基準点の使用状況について、随時、使用報告書（様式第1-4号）に記載し、3ヶ月に一度、市長に報告しなければならない。

4 市長は、使用承認を受けた申請者若しくはその使用者等及び包括使用承認を受

けた団体並びにその使用者等が、この要綱及び公共基準点使用承認条件に違反等したときはその使用承認を取消す（様式第15号）ことができる。
取消された申請者等は、直ちにその使用を停止するとともに使用承認・交付を受けた成果等を速やかに市長に返還しなければならない。
また、成果交付時における手数料の払い戻しはしない。

（工事施工の届出）

第6条 道路工事等の事業を行う者（以下「原因者」という。）が、公共基準点付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（様式第4号）を市長に提出し、市長の指示に基づき公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去・移転等の協議及び申請を行う場合は、公共基準点付近での工事施工届出書（様式第4号）の提出を省略することができる。

2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

- （1）掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等。
- （2）車輛及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事等のうち、公共基準点から杭、車輛及び重機等までの距離が5メートル以下となる工事。
- （3）その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等。

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- （1）位置図、断面図、平面図。（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
- （2）引照点図、又は市長の指示する測量資料。
- （3）写真。（公共基準点、公共基準点周辺、全引照点を確認できるもの）

4 公共基準点付近での工事が竣工したときには、原因者は速やかにその報告書（様式第5号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- （1）竣工写真。（公共基準点、公共基準点周辺を確認できるもの）
- （2）公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料。（着工前・竣工後が対比できる引照点図、又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）

（復元及び復旧）

第7条 公共基準点が道路工事等の支障になるため一時撤去し復元する場合は、原因者が市長に協議申請（様式第6号）を行い、承認（様式第7号）を受けるものとし、一時撤去・復元の工事並びにその測量は、福島市公共基準点復元測量作業実施要領に基づき実施しなければならない。

また、元の位置に復元できない場合は、その原因者が公共基準点の復旧（移転等）について市長に協議申請（様式第8号）を行いその承認（様式第9号）を受けるものとし、その撤去・移設工事及び測量は、福島市公共基準点復旧測量作業実施

要領に基づき実施しなければならない。

- 2 前項の申請書等には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 位置図、平面図等。（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
 - (2) 写真。（公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの）
 - (3) 再設置位置図。（新旧位置の関係が確認できるもの）
- 3 公共基準点の設置されている土地、建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要があるが生じた場合、土地所有者等は公共基準点の移転等に係る請求書（様式第10号）を市長に提出する。

（機能の回復）

- 第8条 原因者が公共基準点を一時撤去、滅失、毀損、移転等により、その効用に支障をきたした場合、又は土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求があった場合は、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量成果の修正等を行わなければならない。
- 2 前項の場合において同一構造による設置が不可能な場合は市長と協議のうえ変更することができる。
 - 3 原因者以外の者（以下「事故原因者」という）が、故意又は過失により公共基準点を滅失又は毀損した場合は、「原因者」を「事故原因者」と読替えこの要綱を適用するとともに、事故原因者が責任をもって公共基準点の復旧等を行わなければならない。

（機能回復の施工者）

- 第9条 公共基準点を設置する工事及びその測量等（以下「設置工事」という。）は、原則として原因者の負担により行わなければならない。
- ただし、次の場合は市長が行う。（様式第11号）
- (1) 原因者による設置工事が困難と市長が認める場合。
 - (2) 土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求があった場合。
- 2 測量成果の修正（以下「測量作業」という。）に必要な手続きは、測量法第36条、同第37条第3項、同第40条その他関係法令に基づき市長が行う。
 - 3 偏心法による移転により機能回復を図る場合は、原因者と市長が協議のうえ施工者を決定する。

（完了報告及び検査）

- 第10条 原因者等は設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に市長と協議しなければならない。
- 2 原則として測量標等は既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は既設のものと同等の新品（原因者負担）を使用するものとする。
 - 3 原因者は設置工事の品質、出来形、工程、工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。
 - 4 設置工事が竣工したときには、原因者は速やかに設置工事竣工等に係る報告書

(様式第10号)を前項の写真とともに市長に提出し、竣工日より7日以内に検査を受けなければならない。

5 原因者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第11条 公共基準点の設置工事に要する費用（既設の公共基準点の取壊し費用を含む。以下「設置費用」という。）及び公共基準点の測量作業に要する費用（以下「測量費用」という。）の負担は次表を標準とする。

区 分		設置費用	測 量 費 用 (再設法による場合)	測 量 費 用 (偏心法による場合)
原因者	市内部所管	○	○	○
	占用企業者 その他	○	○	○
	事故原因者	○	○	○
	土地所有者等	×	×	×

注1 ○印は左欄の該当者が原則として復旧測量を施工することで費用負担する。

2 ×印は福島市が負担するのを原則とするが、福島市以外の土地所有者等については協議とする。

(その他)

第12条 この要綱により難しい場合又はこの要綱に定めのない事項についての取扱い、市長が定める。

附則 この要綱は平成19年4月2日より施行する。